

群馬大学大学院医学系研究科医科学専攻学位論文審査に関する内規

	平成16. 4. 1	制定
改正	平成16. 12. 21	平成17. 2. 15
	平成24. 5. 15	平成29. 7. 18
	平成29. 10. 17	平成31. 4. 1
	令和 2. 4. 1	令和 7. 4. 15

[I] 博士課程の学位論文審査

1 論文提出の方法

- (1) 医学系研究科医科学専攻（以下「医科学専攻」という。）第4学年に在学し、所定の単位を修得した者又は当該年次学年末までに所定の単位を修得見込みの者の学位論文は、第4学年終了2月前までに、指導教員を経て医学系研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。ただし、医学系研究科教授会（以下「教授会」という。）が、在学期間中に優れた研究業績を上げたと認めた者の学位論文の提出については、別に定める。
- (2) 医科学専攻に4年以上在学している者で、所定の単位を修得した者又は当該年次学年末までに所定の単位を修得見込みの者の学位論文は、論文提出日の属する学年終了年度内2月前までに随時に指導教員を経て研究科長に提出することができる。
- (3) 学位論文の提出に当たっては併せて参考論文を提出することができる。

2 提出論文

提出する学位論文は、次に掲げるいずれかに該当するものとし、教授会が必要とする部数を提出しなければならない。ただし、学位論文を提出する日における学籍が社会人である者については第1号、重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム重粒子線医理工連携コースを履修する者については第2号によるものとする。

- (1) 提出者を筆頭著者とする原著論文で雑誌(英文雑誌が望ましい。)に掲載されたもの若しくは当該雑誌の編集責任者の掲載許可を得たもの又はこれらをその一部とするthesis形式の学術論文
- (2) 提出者を筆頭著者とする英語原著論文で査読付きの雑誌に掲載されたもの若しくは当該雑誌の編集責任者の掲載許可を得たもの又はこれらをその一部とするthesis形式の学術論文
- (3) 学術論文(thesis形式)及び提出者を筆頭著者とする英文雑誌に投稿済の原著論文

3 添付書類

学位論文に添付する書類は、次に定めるとおりとする。

- | | | |
|-------------|-----|---|
| ア 論文目録 | 2通 | 論文題名が外国語の場合は、訳を付すること。
未公表論文の場合は、原稿の枚数、公表の方法「掲載雑誌・編集責任者の原稿受付証明書を添付」及び時期を記入すること。 |
| イ 参考論文のある場合 | 各5部 | |
| ウ 学位論文の要旨 | 2部 | |
| エ 共著者の同意書 | 2部 | (論文が共著論文の場合に限り、別紙様式により提出する。) |

4 論文の受理

教授会は、共著論文の受理の可否を審議する。

5 審査委員会

- (1) 審査委員会は、医科学専攻担当の教授又は准教授（群馬大学大学院医学系研究科教授会規程第2条第2項により教授会の構成員とされる者に限る。）3人の委員によって構成し、教授会が医科学専攻教務委員会の推薦に基づき、主査及び副査を選定する。この場合、指導教員及び共著者を主査又は副査に選定することはできない。
- (2) 審査委員会が審査上必要とするときは、教授会の承認を得て、他の大学院の教授を審査委員に加えることができる。
- (3) 審査委員会は、委員全員の出席がなければ成立しないものとする。
- (4) 主査は、なるべく速やかに審査委員会を招集し、学位論文を審査しなければならない。
- (5) 審査は、その日時・場所を事前に公示し、公開で行うものとする。
- (6) 審査委員会は、審査報告書に審査結果を記入し、審査委員全員が署名捺印の上、審査要旨を添えて教授会に提出しなければならない。
- (7) 審査要旨には、論文の要旨、合否判定の理由、審査委員氏名及び参考論文名を記載するものとする。

〔Ⅱ〕 論文提出による学位の申請

1 学位申請の資格

- (1) 学位を申請できる者は、本学医科学専攻に4年以上在学し所定の単位を修得して退学した者又は次の各号に定める研究歴を有し、かつ、教授会が実施する外国語試験に合格した者とする。
 - ア 大学（医学，歯学又は6年制の獣医学の学科）又は旧制専門学校（医学又は歯学）を卒業した者
 - 基礎医学 5年以上
 - 臨床医学 6年以上ただし、基礎，臨床にまたがる場合は、通算6年以上とする。
 - イ 前記ア以外の大学又は旧制専門学校を卒業した者
 - 基礎医学 7年以上（修士又は博士は5年以上とする。）
 - 臨床医学 8年以上（修士又は博士は6年以上とする。）ただし、基礎，臨床にまたがる場合は、通算8年以上とする。
 - ウ 前記ア及びイに該当しない者
 - 教授会が必要と認める相当の期間
- (2) 前号に定める研究歴は、次に該当するものをいう。
 - ア 大学の専任職員又はこれに準じて研究に従事した期間
 - イ 大学院を退学した者の大学院に在学した期間
 - ウ 専攻生，研究生等として在学した期間
 - エ 権威ある研究施設において専任職員又はこれに準じて研究に従事した期間

オ その他教授会が前記アからエまでと同等以上と認める方法により研究に従事した期間
(3) 第1号イ及びウに該当する者にあつては、大学の医学部医学科又は大学院の研究科(博士(医学)の学位を授与する研究科をいう。)において、関連ある科目を1年以上にわたり受講又は実習していることが望ましい。

2 論文の提出

提出する学位論文は、提出者を筆頭著者とする原著論文であつて主論文及び副論文の2編とし、雑誌に掲載されたもの又は編集責任者の掲載許可を得たものとする。ただし、このうち1編は英文雑誌でなければならない。

なお、学位論文の提出に併せて参考論文(印刷公表されたものに限る)を提出することができる。

(1) 提出書類

ア	申請書	1部
イ	履歴書	2部
ウ	卒業証明書又は卒業証書の写	1部
エ	外国語試験合格証明書	1部
オ	大学院の単位修得者は単位修得証明書	1部
カ	研究歴証明書	1部
キ	論文目録	2部(論文題名が外国語の場合は、訳を付すること。)
ク	主論文及び副論文の要旨	各2部
ケ	共著者全員の同意書(ただし、主論文又は副論文が、共著論文の場合に限り別紙様式により提出する。)	
コ	参考論文のある場合	各5部
サ	本学教授の紹介状	1部
シ	審査手数料	群馬大学学位規則第5条第2項に定める金額

3 論文の受理

教授会は、論文の受理の可否を審議する。

4 外国語試験委員会

- (1) 外国語試験委員会(以下「試験委員会」という。)は、教授会が選出した教授3人をもって構成する。
- (2) 試験委員会は、英語、ドイツ語、フランス語の中から2国語について試験を行う。ただし、教授会が必要と認めた場合は、1国語とすることができる。
- (3) 試験委員会は、外国語の試問の結果を教授会に報告する。

5 審査委員会

審査委員会については、〔Ⅰ〕の第5項に準ずる。なお、審査委員会は申請者の専攻学術について試問を行うものとし、その結果を添えて教授会に報告しなければならない。

〔Ⅲ〕内規の改廃

この内規の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

- 1 この内規は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の〔1〕第 2 項の規定は，令和 2 年度入学者から適用し，令和元年度以前の入学者については，なお従前の例による。

附 則

この改正は，令和 7 年 4 月 15 日から施行する。